

令和2年第5回荒尾市議会（定例会）

議案資料

「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の期末手当の改定 【令和2年12月期から改定】

<市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員>

年間3.40月分 → 3.35月分(0.05月分引下げ)

特別職	現行	改定後	
	令和2年度	令和2年度	令和3年度以降
6月 期末手当	1.70月	1.70月	1.675月
12月 期末手当	1.70月	1.65月	1.675月
年間合計	3.40月	3.35月	3.35月

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正>

第1条（公布の日施行）

現 行	改 正	後
(給与等の支給方法) 第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

第2条（令和3年4月1日施行）

現 行	改 正	後
(給与等の支給方法) 第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	

<荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正>

第3条（公布の日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第4条（令和3年4月1日施行）

現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

<荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正>

第5条（公布の日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

第6条（令和3年4月1日施行）

第6条（令和3年4月1日施行）	現 行	改 正	後
(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)	(給与及び旅費の支給方法)
第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

<荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正>

第7条（公布の日施行）

	現 行	改 正	後
(期末手当)			(期末手当)
第6条 略			第6条 略
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

第8条（令和3年4月1日施行）

	現 行	改 正	後
(期末手当)			(期末手当)
第6条 略			第6条 略
2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。		

附 则

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第104号資料

「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要

期末手当の改定・・・国に準じた支給割合の引下げ【令和2年12月期から改定】

一般職員 年間4.50月分 → **4.45月分(0.05月分引下げ)**

会計年度任用職員 年間2.60月分 → **2.55月分(0.05月分引下げ)**

※再任用職員については引下げなしのため、年間2.35月分のまま

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月 期末手当	1.30月 [1.10月]	1.30月 [1.10月]	1.275月 [1.075月]
勤勉手当	0.95月 [1.15月]	0.95月 [1.15月]	0.95月 [1.15月]
12月 期末手当	1.30月 [1.10月]	1.25月 [1.05月]	1.275月 [1.075月]
勤勉手当	0.95月 [1.15月]	0.95月 [1.15月]	0.95月 [1.15月]
年間合計	4.50月 [4.50月]	4.45月 [4.45月]	4.45月 [4.45月]

会計年度任用職員	現行	改定後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月 期末手当	1.30月	1.30月	1.275月
12月 期末手当	1.30月	1.25月	1.275月
年間合計	2.60月	2.55月	2.55月

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

<荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正>

第1条（公布の日施行）

(期末手当)	現	行	改	正	後
第16条の5 略			(期末手当)		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> （職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(1)～(4) 略		第16条の5 略		
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。	4～6 略		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(1)～(4) 略	
-	-		3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。	4～6 略	

第2条（令和3年4月1日施行）

(期末手当)	現	行	改	正	後
第16条の5 略			(期末手当)		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(1)～(4) 略		第16条の5 略		
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。	4～6 略		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （職務の級が7級である職員（第16条の8第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(1)～(4) 略	
-	-		3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。	4～6 略	

現	行	るのは「100分の62.5」とする。
4～6	略	4～6 略

<荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正>

第3条（公布の日施行）

(期末手当)	現	行	(期末手当)	改	正	後
第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、 <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) 略 (2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	在職期間	割合	割合	

6月	100分の100	100分の100
5月以上6月末満	100分の80	100分の80
3月以上5月末満	100分の60	100分の60
3月末満	100分の30	100分の30
2 略		

第4条（令和3年4月1日施行）

(期末手当)	現	行	(期末手当)	改	正	後
第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）	第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）	第14条 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）				

現 行	改 正	後																	
には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。	には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。																		
(1) 略	(1) 略																		
(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。	<p>(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月末満</td> <td>100分の80</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月末満</td> <td>100分の60</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月末満</td> <td>100分の30</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	割合	6月	100分の100	100分の100	5月以上6月末満	100分の80	100分の80	3月以上5月末満	100分の60	100分の60	3月末満	100分の30	100分の30	2 略		
在職期間	割合	割合																	
6月	100分の100	100分の100																	
5月以上6月末満	100分の80	100分の80																	
3月以上5月末満	100分の60	100分の60																	
3月末満	100分の30	100分の30																	
2 略																			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

荒尾市観光振興計画策定等委員会条例について

1	制定の趣旨	荒尾市観光振興計画の策定及び推進に当たり、本市の観光産業の現状や課題を調査し、広く意見を聴取するとともに、観光振興に携わる関係者が自ら推進する取組について相互に連携及び調整を図るため、荒尾市観光振興計画策定等委員会を設置する。
2	概要	<p>【委員会の組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 荒尾市観光振興計画策定等委員会 ・所掌事務 荒尾市観光振興計画の策定、評価等 ・事務局 産業建設部産業振興課 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 25人以内 ・構成 学識経験者、観光振興の関連団体に所属する者、関係行政機関に所属する者及びその他市長が必要と認める者 ・任期 委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。
3	施行期日	公布の日

荒尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する法律に改正する条例の一部を改正する
る条例 新旧対照表

現 行	改 正	後
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第25条に規定する施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらのある土地その他の固定資産に対する課税の課税を免除することを定めるものとする。	<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第26条に規定する施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらのある敷地である土地その他の固定資産に対する課税の課税を免除することを定めるものとする。</p> <p>（課税免除の措置）</p> <p>第3条 市長は、法第25条の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従つて地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらのある敷地である土地その他市長が必要と認める固定資産に対する課税を免除することができる。</p>	
（課税免除の措置）	<p>第3条 市長は、法第26条の規定により、承認地域経済牽引事業計画に従つて地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらのある敷地である土地その他市長が必要と認める固定資産に対する課税を免除することができる。</p>	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに住民税の基礎控除を10万円引き上げる見直しが行われた。この見直しにより国民健康保険税の軽減措置に該当しなくなる者が生じることから、このような影響が生じないようにすることを目的として地方税法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について、国民健康保険税の減額に係る所得基準の改正を行う。

区分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額≤ <u>33万円</u>	所得合計額≤ <u>43万円</u> +（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1）×10万円
5割軽減世帯	所得合計額≤ <u>33万円</u> +（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×28万5千円	所得合計額≤ <u>43万円</u> +（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1）×10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×28万5千円
2割軽減世帯	所得合計額≤ <u>33万円</u> +（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×52万円	所得合計額≤ <u>43万円</u> +（給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数-1）×10万円+（被保険者数+特定同一世帯所属者数）×52万円

(注) 所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

3 施行期日

令和3年1月1日

4 適用区分

令和3年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいづれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納稅義務者</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいづれかに掲げる国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合には、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額</p>

現 行	改 正 後
イ～へ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えた者を除く。)	イ～へ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えた者を除く。)
イ～へ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えた者を除く。)	イ～へ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えた者を除く。)
	附 則 1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に <u>所得税法 第35条第3項に第33号</u> 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する

現 行	改 正	正 後
定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。」とする。 4～15 略	公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	4～15 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市介護保険条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市介護保険条例の一部改正

附 則	現 行	附 則	改 正 後
第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）が年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合を計算した割合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中ににおいては、年14.6パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を計算した割合とし、年7.3パーセントの割合を計算した割合（当該特例基準割合に年1パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を計算した割合とし、年7.3パーセントの割合を計算した割合（当該特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を計算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を計算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	第6条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を計算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を計算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を計算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第2条 荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

附 則	現 行	附 則	改 正 後
1 略 〔延滞金の割合の特例〕		1 略 (施行期日)	
2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの		2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの	

現 行	改 正	後
<p>割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>	<p>割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合を満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>	

現 行	改 正	後
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第2条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第2条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合</p>	

現 行	改 正	後
<p>合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</p>	<p>合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市介護保険条例附則第6条の規定、第2条の規定による改正後の荒尾市後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の荒尾市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間にに対する延滞金については、なお従前の例による。

市道路線の廃止及び認定について

1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 1 路線
認定する市道路線 1 路線

2 認定の状況

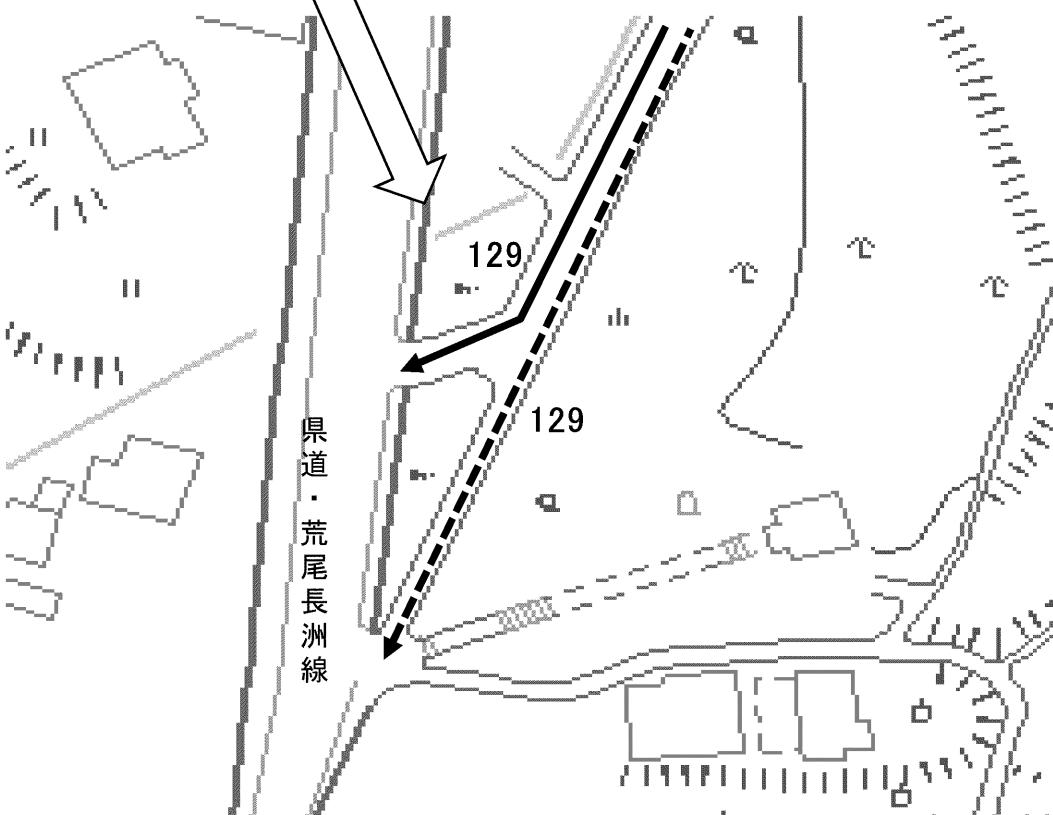
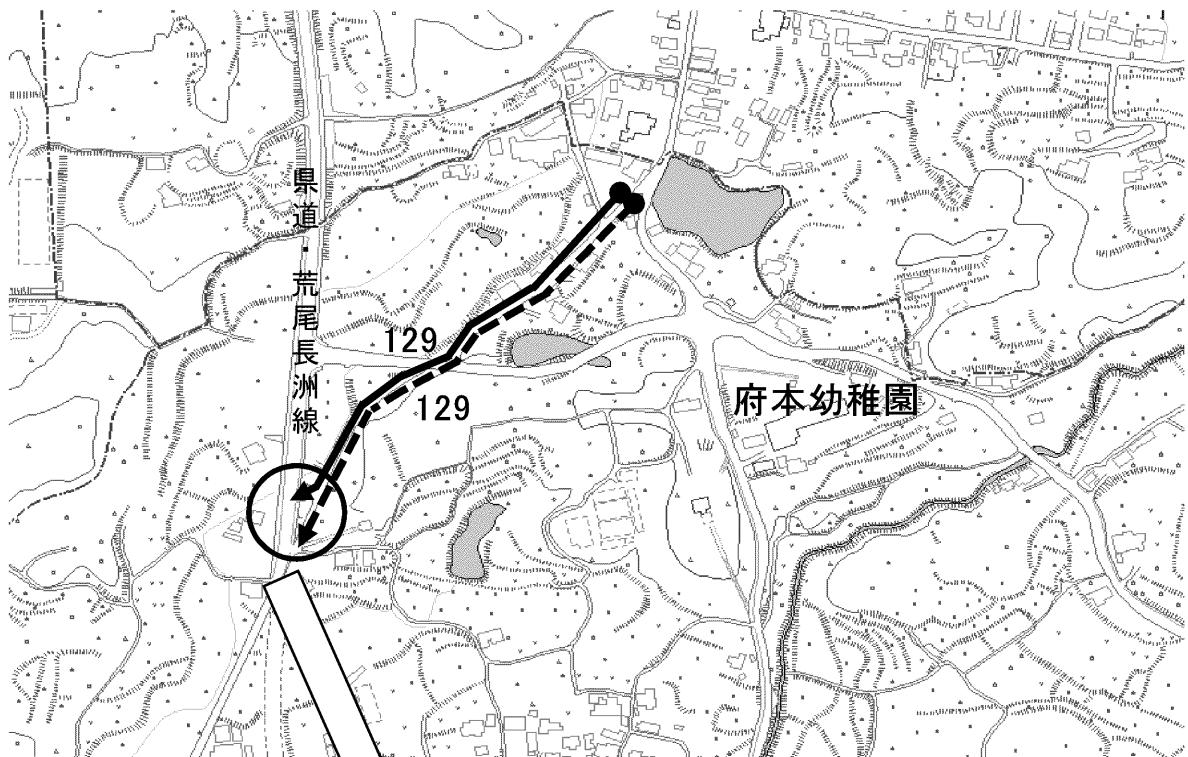
	令和2年4月1日現在	今回の廃止及び認定分
総延長 (m)	303,132.1	△36.7
実延長 (m)	284,606.3	△36.7
舗装済延長 (m)	282,493.7	△36.7
舗装率 (%)	99.3	100.0

廃止する市道路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
1 2 9	原裏毘沙門線	荒尾市樺字原	荒尾市樺字裏毘沙門	なし	419.2

認定する市道路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
1 2 9	原裏毘沙門線	荒尾市樺字原	荒尾市樺字裏毘沙門	なし	382.5



廃止する路線番号=129 路線名=原裏毘沙門線 L=419.2 m

認定する路線番号=129 路線名=原裏毘沙門線 L=382.5 m

財産の取得の概要

- 1 事業名 荒尾市立小中学校タブレット端末整備運用等事業
- 2 事業概要 タブレット端末（ソフトウェア等含む。）及び周辺機器の納入、クラウドサービスによる情報管理、LTE通信の提供、運用保守、研修等を一括した教育ICT機器の整備運用等を行う。
- 3 取得理由 令和2年度から実施されている新学習指導要領及びGIGAスクール構想の理念に基づき、児童生徒1人1台のタブレット端末を導入するとともに、感染症対策、災害等の非常時においても遠隔・オンライン学習を可能とする通信機能、ソフトウェア等を導入し、学びを継続できる環境を構築するため。

4 取得する財産の数量及び金額

財産	数量	金額
タブレット端末	4,400台	243,936,000円
タブレット端末用キーボード	4,700台	33,605,000円
タブレット端末用ケース	4,700台	15,510,000円
タブレットペン	4,700本	10,340,000円
画面保護フィルム	4,500枚	7,425,000円
充電器・ケーブル	4,200台	17,556,000円
遠隔学習用機器	13セット	710,710円
入出力支援装置	8台	714,340円
プログラミング教材	1式	10,883,950円
計		340,681,000円

- 5 仮契約締結日 令和2年11月16日
- 6 契約金額 737,000,000円（なお、契約金額からソフトウェア費、通信利用料等を除いた340,681,000円が取得の価格となる。）

指定管理者の指定期間の変更について（概要）

1 指定期間の変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に予定していた指定管理者の公募を中止したため、現在の指定管理者の指定期間を1年間延長するものである。

2 指定期間を変更する公の施設の名称

- (1) 荒尾市中央公民館
- (2) 荒尾市立図書館

3 現在の指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代 表 者 代表取締役 関口 昌太朗
所 在 地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3

4 指定期間の変更内容

変 更 前 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
変 更 後 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

議第112号資料

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
2 総務費	契約検査管理費	1,485			1,485	□資格申請受付業務におけるAI-OCTを活用した業務効率化 ・契約管理システム改修委託料 1,485	
	国際交流促進事業費	△ 1,741		△ 1,700	△ 41	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・日中友好促進会議運営補助金 △1,741 (財源) ・地域国際化推進助成事業助成金 △1,700	
	ふるさと応援寄附金推進費	175,657			175,657	□寄附額の増加に伴う関連経費の増 ・記念品賞品 124,500 ・印刷製本費 700 ・郵便料 3,780 ・ふるさと応援寄附金返礼業務委託料 21,018 ・使用料 25,659	
	メディア交流館運営費	253			253	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 253	
	小岱工芸館運営費	111			111	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 111	
	みどり蒼生館運営費	80			80	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 80	
	荒尾総合文化センター管理費	7,055			7,055	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 7,055	
	荒尾総合文化センター活用事業費（NHK全国放送公開番組）	△ 1,233			△ 1,233	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・消耗品費 △30 ・印刷製本費 △89 ・駐車場整理業務委託料 △30 ・借上料 △1,084	
	個人番号カード交付円滑化推進事業費	1,672	1,672			□国のマイナンバーカード交付申請書の再送付に伴う交付業務の増への対応及び普及のための申請支援の実施（会計年度任用職員4人任用） ・非常勤職員報酬 1,132 ・健康労働保険料 187 ・費用弁償 57 ・郵便料 125 ・通信運搬費 11 ・借上料 80 ・備品購入費 80 (財源) ・国庫補助金 1,672	
	2款計	183,339	1,672		△ 1,700	183,367	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 49			△ 49	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △49	
	介護保険特別会計繰出金	403			403	□特別会計システム改修等に伴う補正による ・介護保険特別会計繰出金 403	
	東京パラリンピック応援事業費	△ 3,244			△ 3,244	□新型コロナウイルス感染症の影響による 不用額 ・横断幕作成委託料 △131 ・大型映像装置による競技実況放送上映 委託料 △3,110 ・使用料 △3	
	生活困窮者自立相談支援事業費	1,352			1,352	□令和元年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,352	
	潮湯運営費	690			690	□憩いの場設置工事等に伴う休館による 指定管理者に対する減収補填 ・指定管理委託料 690	
	国民年金事務費	841	841			□制度改正に伴うシステム改修 ・国民年金システム改修委託料 (財源) 841 ・国庫委託金 841	
	障害者福祉総務費	860	430		430	□制度改正に伴うシステム改修及び令和元年度国庫負担金の精算 ・自立支援給付システム改修委託料 (財源) 860 ・国庫補助金 430	
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	45,417	32,077		13,340	□障害児通所給付費の増及び令和元年度県補助金の精算 ・扶助費 42,770 ・返還金 2,647 (財源) ・国庫負担金 21,385 ・県負担金 10,692	
	自立支援医療費支給事業費	10,955			10,955	□令和元年度国庫負担金の精算 ・返還金 10,955	
	相談支援給付費等支給事業費	3,520	1,111		2,409	□障害児相談支援給付費の増及び令和元年度県補助金の精算 ・扶助費 1,483 ・返還金 2,037 (財源) ・国庫負担金 741 ・県負担金 370	
	療養介護医療費支給事業費	8,513	2,625		5,888	□療養介護医療費の増及び令和元年度国庫負担金の精算 ・扶助費 3,500 ・返還金 5,013 (財源) ・国庫負担金 1,750 ・県負担金 875	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源					
			国県支出金	地方債	その他			
	訪問入浴サービス事業費	1,033	730		58	245	□訪問入浴サービス事業の利用増による ・事業運営委託料 1,033 (財源) • 利用料 58 • 国庫補助金 487 • 県補助金 243	
	巡回相談支援事業費（幼児支援分）		48			△ 48	□県補助金対象による財源充当 (財源) • 県補助金 48	
	地域療育センター事業費		186			△ 186	□県補助金対象による財源充当 (財源) • 県補助金 186	
	巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）		1,447			△ 1,447	□県補助金対象による財源充当 (財源) • 県補助金 1,447	
	後期高齢者医療特別会計繰出金	1,885	383			1,502	□特別会計システム改修等に伴う補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 1,885 (財源) • 県補助金 383	
	ひとり親家庭等支援事業費	865			800	65	□寄附金を活用した小学6年生及び中学3年生のひとり親家庭等の子どもへの学習支援（図書カード支給） • 記念品賞品 800 • 郵便料 65 (財源) • 寄附金 800	
	被保護者就労準備支援事業費	192				192	□令和元年度国庫補助金の精算 ・返還金 192	
	生活保護費	38,125				38,125	□令和元年度国庫負担金の精算 ・返還金 38,125	
	災害救助費	1,603	1,603				□災害ボランティアセンター運営に係る経費 ・災害ボランティアセンター運営委託料 1,603 (財源) • 県負担金 1,603	
	3款計	112,961	41,481		858	70,622		
4衛生費	健康増進事業費		△ 760			△ 760	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額及び令和元年度県補助金の精算 ・荒尾市地域保健医療福祉推進事業補助金 △1,123 • 返還金 363	
	塵芥処理費		3,863			3,863	□災害ごみ業務従事会計年度任用職員人件費 ・非常勤職員報酬 3,863	
	塵芥処理費（人件費）		8,538			8,538	□災害ごみ業務従事職員人件費 • 時間外手当 8,538	
	水道事業会計支出金		18,315			18,315	□公営企業会計における新型コロナウイルス感染症対策経費（給水車購入） ・水道事業会計支出金 18,315	
	4款計	29,956				29,956		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
5 労 働 費	働く女性の家管理費	83			83	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 83	
	5 款計	83			83		
6 農 林 水 産 業 費	新型コロナウイルス対策事業費 (農業振興)	25	16		9	□新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した農業者の資金調達の円滑化支援 ・新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給金(農業分) 18 ・新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する保証料助成金(農業分) 7 (財源) ・県補助金 16	
	耕地費	11,315			11,315	□生産施設助成金申請増への対応 ・生産施設助成金(道路) 5,195 ・生産施設助成金(水路) 6,120	
	農村地域防災減災事業費	60,000	60,000			□ため池ハザードマップの作成(33か所) ・ため池ハザードマップ作成委託料 60,000 (財源) ・県補助金 60,000	
	6 款計	71,340	60,016		11,324		
7 商 工 費	新型コロナウイルス対策事業費 (産業振興)	19,970			19,970	□新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市内事業者の資金調達の円滑化支援 ・荒尾市新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給金 19,970	
	地域観光振興費	△ 2,000			△ 2,000	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・あらお荒炎祭補助金 △2,000	
	荒尾市観光振興計画策定事業費	230			230	□荒尾市観光振興計画策定等委員会の開催 ・非常勤職員報酬 216 ・費用弁償 9 ・食糧費 5	
	万田坑・炭鉱館管理費	1,706			1,706	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 1,706	
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	△ 6,850			△ 6,850	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・報賞金 △100 ・万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料 △6,600 ・借上料 △150	
	いきいき産業立地促進助成事業費	7,250			7,250	□荒尾市いきいき産業立地促進条例に基づく雇用促進補助(市内在住の新規雇用者1人につき25万円) ・雇用促進補助金 7,250	
	7 款計	20,306			20,306		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
8 土木費	社会资本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	20,000	11,000	8,100	900	<input type="checkbox"/> 補助金の追加交付に伴う事業費の増 •工事請負費 20,000 (財源) •国庫補助金 11,000 •道路橋梁事業債 8,100	
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)	17,083	9,393	6,900	790	<input type="checkbox"/> 補助金の追加交付に伴う事業費の増 •工事請負費 17,083 (財源) •国庫補助金 9,393 •道路橋梁事業債 6,900	
	道路新設改良事業費（人件費）			△ 3,400	3,400	<input type="checkbox"/> 補助金の追加交付に伴う起債額の変更による財源充当及び起債対象事業の組替え (財源) •道路橋梁事業債 1,600 •海岸保全事業債 △5,000	
	社会资本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防)	5,000		5,000		<input type="checkbox"/> 起債対象事業の組替え •普通旅費 36 •消耗品費 3,532 •燃料費 696 •手数料 165 •使用料 98 •借上料 473 (財源) •海岸保全事業債 5,000	
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 292			△ 292	<input type="checkbox"/> 特別会計人件費補正による •南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 △292	
	住宅施設改修費	1,935			1,935	<input type="checkbox"/> 7月豪雨被災者向け市営住宅修繕 •修繕費 1,935	
8款計		43,726	20,393	16,600	6,733		
9 消防費	自主防災組織連絡協議会設立支援事業費	500	500			<input type="checkbox"/> 自主防災組織連絡協議会の設立支援 •報償金 60 •消耗品費 320 •借上料 120 (財源) •国庫補助金 500	
	9款計	500	500				

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
10 教 育 費	小学校維持管理費	9,465			9,465	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による諸経費の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 7,260 ・電気料 1,700 ・電話料 505 	
	小学校施設改修費	13,464		12,100	1,364	<p>□外壁補修・屋上防水工事設計（桜山小）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工に伴う委託料 13,464 (財源) ・小学校施設整備事業債 12,100 	
	小学校特別支援教育支援員事業費	482			482	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 482 	
	小学校特別支援教育支援員事業費（臨時分）	518			518	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 518 	
	中学校維持管理費	3,951			3,951	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による諸経費の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 3,834 ・電話料 117 	
	心の教室事業費	151			151	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 151 	
	小岱教室事業費	189			189	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 177 ・期末手当 12 	
	中学校特別支援教育支援員事業費	219			219	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 219 	
	中学校フリースクール事業費	229			229	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による会計年度任用職員の出勤増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 213 ・期末手当 16 	
	青少年国際交流推進事業費	△ 4,351		△ 2,750	△ 1,601	<p>□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償 △45 ・普通旅費 △179 ・交際費 △30 ・通信運搬費 △21 ・保険料 △82 ・シンガポール青少年交流事業旅行手続 委託料 △3,432 ・あらおグローカル人材教育プログラム 報告書・DVD制作委託料 △562 (財源) ・子ども未来基金繰入金 △1,381 ・国際交流支援事業助成金 △1,369 	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	中央公民館管理費	150			150	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 150	
	保健体育総務費	△ 2,777			△ 2,777	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・報償金 △1,656 ・県スポーツ推進委員研修会実行委員会開催市負担金 △700 ・市体協補助金 △421	
	県民体育祭事業費	△ 9,220			△ 9,220	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・県民体育祭玉名荒尾大会開催市負担金 △9,220	
	東京オリンピック応援事業費	△ 5,705			△ 5,705	□新型コロナウイルス感染症の影響による不用額 ・選手応援横断幕・懸垂幕製作業務委託料 △131 ・大型映像装置による競技実況放送上映委託料 △4,914 ・使用料 △660	
	運動公園管理費	2,481			2,481	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 2,481	
	給食センター整備推進事業費	52,250	16,000	10,805	25,445	□仮設プラットフォームの増築等 ・工事請負費 52,250 (財源) ・給食センター整備事業長洲町負担金 10,805 ・学校給食施設整備事業債 16,000	
	10款計	61,496	28,100	8,055	25,341		
11 災害復旧費	現年農林水産灾害復旧事業費	35,961		1,176	34,785	□7月豪雨による災害復旧費 ・修繕費 7,065 ・工事施工に伴う委託料 2,534 ・工事請負費 26,362 (財源) ・農林水産施設災害復旧費分担金 1,176	
	11款計	35,961		1,176	34,785		
12 公債費	長期債元金償還金			66	△ 66	□公営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 66	
	12款計			66	△ 66		
	款 合 計	559,668	124,062	44,700	8,455	382,451	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	各款職員等人件費	△ 19,433	△ 39		△ 83 △ 19,311	(財源) ・住宅使用料現年分 △66 ・国庫補助金 △11 ・県補助金 △28 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 △17	
	(うち会計年度任用職員)	(△2,370)	(△36)		(△2,334)		
補 正 額		540,235	124,023	44,700	8,372 363,140	一般財源 ・普通交付税 △28,759 ・障害者介護給付費国庫負担金(過年度分) 23,701 ・相談支援給付費等国庫負担金(過年度分) 156 ・障害者保護措置費国庫負担金(過年度分) 127 ・地方創生臨時交付金 543,595 ・障害者介護給付費県負担金(過年度分) 11,850 ・相談支援給付費等県負担金(過年度分) 78 ・障害者保護措置費県負担金(過年度分) 63 ・ふるさと応援寄附金 290,000 ・財政調整基金繰入金 △527,156 ・臨時財政対策債 49,485	
補正前の額		30,935,895	12,872,953	1,656,600	1,313,389 15,092,953		
合 計		31,476,130	12,996,976	1,701,300	1,321,761 15,456,093		

議第113号資料

令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,593,267	2,797	5,596,064	市町村事務処理標準システム導入に伴う増額
6款 繰入金	一般会計繰入金	637,466	△ 49	637,417	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	737,466	△ 49	737,417	
7款 繰越金	繰越金	1	4,370	4,371	令和元年度決算剰余金 (66,282千円のうち4,370千円計上)
その他		1,017,692	0	1,017,692	
歳入合計		7,348,426	7,118	7,355,544	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	111,430	△ 5	111,425	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	16,605	0	16,605	
	計	128,035	△ 5	128,030	
3款 国民健康保険事業費納付金	市町村事務処理標準システム分	0	2,797	2,797	新規
	その他	1,664,617	0	1,664,617	
	計	1,664,617	2,797	1,667,414	
6款 保健事業費	保健衛生普及費	30,001	△ 44	29,957	職員手当の変更に伴う減額
	その他	44,658	0	44,658	
	計	74,659	△ 44	74,615	
9款 諸支出金	償還金	100	4,370	4,470	精算に伴う令和元年度特定健康診査等負担金返還金
	その他	2,873	0	2,873	
	計	2,973	4,370	7,343	
その他		5,478,142	0	5,478,142	
歳出合計		7,348,426	7,118	7,355,544	

令和2年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

<保険事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,005,919	△ 249	1,005,670	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	103,021	0	103,021	
	計	1,108,940	△ 249	1,108,691	
4款 国庫支出金	介護保険事業費補助金	696	775	1,471	介護報酬改定等によるシステム改修に伴う増額
	地域支援事業交付金 (総合事業)	33,976	△ 193	33,783	職員手当の変更に伴う減額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,386	△ 122	53,264	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	1,519,428	0	1,519,428	
計		1,607,486	460	1,607,946	
5款 支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	36,694	△ 208	36,486	職員手当の変更に伴う減額
	その他	1,601,527	0	1,601,527	
	計	1,638,221	△ 208	1,638,013	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)	16,988	△ 96	16,892	職員手当の変更に伴う減額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,693	△ 62	26,631	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	824,487	0	824,487	
	計	868,168	△ 158	868,010	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	53,284	△ 179	53,105	職員手当等の変更に伴う減額
	事務費繰入金	61,382	743	62,125	介護報酬改定等によるシステム改修に伴う増額 776 職員手当等の変更に伴う減額 △33
	地域支援事業繰入金 (総合事業)	16,990	△ 98	16,892	職員手当の変更に伴う減額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,697	△ 63	26,634	職員手当等の変更に伴う減額
	その他	948,410	0	948,410	
	計	1,106,763	403	1,107,166	
その他		106,067	0	106,067	
歳入合計		6,435,645	248	6,435,893	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	113,793	1,345	115,138	介護報酬改定等によるシステム改修に伴う委託料 1,551 職員手当等の変更に伴う減額 △206
	賦課徴収費	4,028	△ 4	4,024	職員手当の変更に伴う減額
	認定調査等費	38,782	△ 29	38,753	職員手当の変更に伴う減額
	その他	14,303	0	14,303	
計		170,906	1,312	172,218	
5款 地域支援事業費	総合相談事業費	4,888	△ 7	4,881	職員手当の変更に伴う減額
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	12,809	△ 285	12,524	職員手当の変更に伴う減額
	介護予防・ケアマネジメント事業費	27,699	△ 772	26,927	職員手当の変更に伴う減額
	その他	177,190	0	177,190	
	計	222,586	△ 1,064	221,522	
その他		6,042,153	0	6,042,153	
歳出合計		6,435,645	248	6,435,893	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 サービス収入	介護予防サービス計画費収入	23,301	△ 284	23,017	職員手当の変更に伴う減額
	その他	1	0	1	
	計	23,302	△ 284	23,018	
その他		1,207	0	1,207	
歳入合計		24,509	△ 284	24,225	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	介護予防支援事業費	21,783	△ 284	21,499	職員手当の変更に伴う減額
その他		2,726	0	2,726	
歳出合計		24,509	△ 284	24,225	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,460,154千円で、その内訳は、保険事業勘定6,435,645千円、介護サービス事業勘定24,509千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を248千円増額、介護サービス事業勘定を284千円減額しますので、3号補正後の介護保険特別会計予算は6,460,118千円となります。

令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,016	1,885	40,901	令和2年度税制改正によるシステム改修等に伴う増額 1,920 職員手当等の変更に伴う減額 △35
	その他	218,681	0	218,681	
	計	257,697	1,885	259,582	
6款 諸収入	雑入	8,034	△ 68	7,966	派遣職員の期別支給割合改定等に伴う減額
	その他	28,427	0	28,427	
	計	36,461	△ 68	36,393	
その他		568,495	0	568,495	
歳入合計		862,653	1,817	864,470	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	42,215	1,824	44,039	令和2年度税制改正によるシステム改修等に伴う増額 1,920 職員手当等の変更に伴う減額 △96
	徴収費	4,477	△ 7	4,470	職員手当の変更に伴う減額
	計	46,692	1,817	48,509	
その他		815,961	0	815,961	
歳出合計		862,653	1,817	864,470	

議第116号資料

令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	167, 647	△ 292	167, 355	職員手当等の変更に伴う減額
その他		618, 930	0	618, 930	
	歳入合計	786, 577	△ 292	786, 285	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	90, 246	△ 292	89, 954	職員手当等の変更に伴う減額
その他		696, 331	0	696, 331	
	歳出合計	786, 577	△ 292	786, 285	